

2023年度

政府予算要求交渉

要望書

外務省・防衛省

文部科学省

厚生労働省・内閣府（社会保障・子育て支援分野）

厚生労働省（雇用・労働分野）

国土交通省

2022年11月10日

日本共産党神奈川県委員会

各省庁へ当日回答を求める項目は、下線で表示してあります。

外務大臣 林 芳正 殿
防衛大臣 浜田 靖一 殿
内閣官房長官 松野 博一 殿

2023 年度政府予算に関する要望書

2022 年 11 月 10 日
日本共産党神奈川県委員長
委員長 田母神 悟

2023 年度政府予算に対し、以下のとおり要望いたします。

(1) 自衛隊全般について

【自衛隊内の人権】

自衛隊内での人権意識が、一般社会の常識と大きくかけ離れたものであることが、五ノ井自衛官のセクハラ・パワハラをめぐる事件でも明らかになった。こうした人権侵害は、過去にも繰り返されており、即刻根絶することが求められる。現在、横浜裁判所で審議されている自衛隊幹部となる防衛大学校の人権侵害裁判が注目されている。個人の問題にとどめず、防衛大学校内でのいじめ、パワハラ、セクハラなどを一掃し、再発防止につとめること。また、自衛隊や防衛大学校内の人権侵害根絶のために、第三者委員会による定期的なパワハラ・セクハラの検証を行うこと。

軍事費の増大に伴い、戦闘行動を担う隊員不足が報じられている。隊員確保のための自治体への名簿提出要請をおこなわぬこと。

【重要土地利用規制法】

10 月 11 日この法律での対象地域が、58 カ所を選び名前が指定されたが、後最終的には 2 年ほどかけて約 600 カ所を指定する方針と報じられている。神奈川県はまだ発表されていないが、重要土地利用規制法には、付帯決議として「注視区域及び特別注視区域の指定に当たっては、あらかじめ当該区域に属する地方団体の意見を聴取する旨を基本方針において定める」としている。

自治体の町づくり計画にとって重大な影響が出るのは明らかであり、中止すべきである。進行中のところは、どこが対象なのか、いつ公表するのか、明らかにすること。

根本的には、この法律自体が不明確な文言や政令への広範な委任により、思想・信条の自由、表現の自由、プライバシー権、経済的自由権や財産権など憲法の保障する基本的人権を侵害するおそれがきわめて大きく、廃止すべきである。

(2) 在日米軍関連について

【コロナ・感染症対策】

ここ数年で、米軍を感染源としてのコロナが拡散されたことは、周知の事実である。「信頼関係」があるとして、責任を放棄せず、今後の感染症の危険に対し、国の行政としての

責任をとること。コロナウイルス第8波や他の感染症が認められた場合、ただちに基地を閉鎖し、出入りを禁止すること。国民の生命・安全の危機に際し、米軍関係者や米軍施設にも日本の法令を適用すること。

【合同軍事演習について】

8月には離島の防衛を想定した自衛隊と米軍の大規模な共同訓練が行われ、10月の日米合同軍事演習では、沖縄から県外に移転し、国内における海兵隊との実動訓練(レゾリュート・ドラゴン22)に組み込んでの訓練が実施された。

また、今年の米韓合同演習には、横須賀を母港とした空母ロナルド・レーガンをはじめとした空母打撃群が参加したことで、自国の安全を脅かすという理由で、北朝鮮側がミサイルを相次いで発射する事態が発生している。これは空母ロナルド・レーガンを名指しし、一度戦争が勃発するなら、横須賀が第一攻撃目標とされることを公言したもののとして重大である。県民の不安は増大するばかりである。

ロナルド・レーガンが母港にしている横須賀が攻撃の標的になるという認識は持っているのか明らかにすること。自衛隊が、いかなる軍事ブロック、軍事演習にも参加することは、戦火をよびこむことになる。自衛隊は「専守防衛」に徹すべきである。

【オスプレイの飛行について】

オスプレイが厚木基地を整備拠点とすることになったため、県内でも市民団体の報告により、頻繁にオスプレイが飛行確認される事態が続いている。基地周辺だけでなく、茅ヶ崎市や小田原市、川崎市などでもオスプレイが目撃され、爆音とともに不安をかき立てている。オスプレイについては、昨年の交渉において、防衛省側からは「安全が確認されている」と繰り返し回答されたが、3月にはノルウェーで行われたNATO軍事演習に参加していた米海兵隊のオスプレイ1機が墜落し、搭乗していた4人が死亡した事故も発生、6月には本国カリフォルニア州南部の砂漠で墜落乗務員5人が死亡、9月には米国側からCV22がクラッチの不良によって、飛行停止を余儀なくされるという事態が発生した。根本的な原因究明・改修されないままいまも飛行を続けている。

○原因が究明されるまで、CV、MV、自衛隊ともオスプレイの飛行は中止すること。

○厚木基地周辺などで目撃されている、市街地上空での飛行モード転換や、タッチアンドゴーなどの危険なテスト飛行訓練を中止すること。

○山間地で行うとしている低空飛行も、ただちに中止し、国内で行わないこと。

○国の責任でルート追跡・感知の仕組みをつくること。

○オスプレイの修理拠点を厚木基地に置くことは、整備不良のオスプレイがさらに頻繁に出入り、飛行テストをおこなうことになり危険頻度が高まるものである。今からでも米国に中止を要求すること。

【日米地位協定に関する要望】

●第2条関連、(施設・区域の提供と返還)

日米地位協定第2条第3項では「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、

施設及び区域の必要性を前記の返還を目的として絶えず検討することに同意する。」と規定している。

(1) 使用していない提供施設・区域の即時返還を求める。

①使用しているか否かについて、わが国の判断により返還させること。

②「合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的として絶えず検討する」とする、その検討結果を明らかにすること。

(2) 提供した土地は、代替え施設の提供を条件とすることなく無条件で返還すること。

(3) 提供地の境界を明確にし、防衛省のHPに県民にわかりやすいように公開すること。運用実態を地方公共団体が定期的に検査・確認できる仕組みを早急に確立すること。

●第3条関連

原子力艦の寄港時の事前通報及びその内容を遵守し、予防対策及び応急対策・住民避難について、「安全神話」を排して、早急に対策を講じ安全の保障がない限り原子力艦船の入港は拒否すること。

●第4条関連

地位協定を改定し、米国が返還した土地、沿岸などは、原状回復義務を果たす責任を負うこととすること。環境調査や環境浄化については、自治体に押しつけず基地使用者としての米国と、基地の提供者である日本国政府が共同で対処する責任でおこなうこと。

●第5条関連

施設・区域・海域・空域の米軍航空機・艦船の出入りは必ず通告し、核兵器積載可能な艦船・航空機の寄港や飛来等について非核三原則を厳守するよう米国に求めること。管制業務については、円滑な定期航路・運航や安全性を確保するため、日本側に早期に全面返還すること。

●第9条関連、(軍隊構成員等の出入国)

①合衆国軍隊の構成員、軍属、それらの家族の人数を居住する市町村別に明らかにし、検疫、自動車保有、免許取得、自動車保有税、行政処分など法律を日本人と同様に遵守させること。

②令和3年12月28日の「資料要求について」によると、「(米兵等の日本国内に存在する人数について)平成26年以降、情報の提供がありません」「現在、当該人数に係る情報の適切な取り扱いについて、関係省庁と連携して米側と協議しているところです。」としている。その結果はどうなったのか明らかにすること。

●第17条関係、(刑事裁判権)

(1) わが国が第1次裁判権を有する場合、米国は日本側から被疑者の拘禁の移転要請があるときには、無条件で速やかにこれに応じることとする合意内容に改訂すること。

(2) 基地の外における事故・犯罪等においては、起訴期日その他判決に至る司法手続きの経緯を被害者、遺族及び地元地方公共団体に通知する仕組みとはなっていないので、これを改善すること。

(3) 在日米軍基地に所属する米兵による犯罪が繰り返し発生している。本年(2022年)7月9日、逗子市において、在日米海軍所属の米兵が5名に暴行を加え重軽傷を負わせる事件が発生した(10月21日検察官送致)。米兵による違法行為・犯罪を防止、根絶するため特別の努力をはらうこと。

●第 18 条関連、(請求権・民事裁判権)

(1) 公務外の米軍構成員等が起こした違法行為において当事者間での解決が困難な場合で、被害者への損害賠償額が満たされない場合には、日米両国政府の責任において補償が受けられるようにすること。

加害者個人が賠償責任を負い、当該加害者に資力が無いなど十分な補償ができない場合には、日米両国政府の責任の下、被害者が十分な補償を受けられるようにすること。

また国は、公務執行中の米軍等による日本国政府以外の第三者への損害について、国が支払った賠償金のうち、日米地位協定で定める分担案に応じた分担金を、米国に強く請求し確実に回収すること。国民の税金を取り戻す責務を果たすこと。

●第 25 条関連、(合同委員会)

米軍基地の運用等に関して地元地方公共団体の意見を聴取するため日米合同委員会の中に基地を有する地方公共団体の代表者の参加する地域特別委員会を設置すること。また、合意事項は速やかに公表し、「地位協定の運用を改善するための努力を」を具体的に明示すること。

【PFOS など有機フッ素化合物問題】

昨年、厚木基地など県内の米軍 3 施設で高レベルの有機フッ素化合物 PFAS と PFOS が 検出されたことが報道された際、環境省は 20 年の引地川の水質調査で PFOS を検出したと発表し、厚木基地内が汚染源ではないかと情報開示を求めたが、今年になってそれがさらに拡大される事態が起こっている。

こうした異常事態が発生した場合、ただちに現場に立入調査をすることが当然と考えるが、なぜ昨年の時点で総点検をおこなわなかったのか明らかにすること。

今回、報道でも、厚木や横須賀で立入調査を行ったが極めて「不十分」と評されている。厚木基地ではバス上からの現場視認だったと報告され、とうてい立入調査などとは言えない。また、検査は防衛省が行い、結果発表も米軍との協議の上で行うとしているが通例の事故立入調査ではありえないことである。

○厚木基地

水質・汚泥の検査を基地内だけでなく、周辺・下流域で調査を行うこと。米軍には知らせながら、住民には知らせないという、愚弄したやり方を止め、結果を、綾瀬市・大和市など自治体と住民にただちに知らせること。

○横須賀基地

汚染水を止めるために、排水をとめ、一時貯水などの措置をとり、横須賀港に排水しないこと。汚染源の特定まで、住民に情報を随時開示すること。

○キャンプ座間

PFOS 等除去の研究費用を国の責任で全額負担を行うこと。止められた第三水源受水分の水道料 (2021 年度に約 1700 万円、2022 年度も約 2500 万円となる見通しの座間市県水を買取り分) を、米軍・国の責任で損害賠償すること。

○相模総合補給廠

道保川流域でも、20 年の検査結果では汚染が確認されている。相模原補給廠からの流出が、懸念されている。詳しい事態調査を行うこと。

○根岸住宅

10月30日付東京新聞「こちら特報部」によれば、横浜市内にある根岸住宅地区の軍消防署ではPFOS1 リットル当たり121億ナノグラムが検出されたとあるが、住宅内の日本人居住者には米側から何も説明されていない。米軍はどのような対応をしたのか、明らかにすること。

全体の基地を通して

- 立入検査、除去研究・定期検査を、学識経験者、住民代表など第三者も入れた委員会のもとで実施すること。
- 各地で粒状活性炭フィルターが活用されているが、除去能力、実際の効果をわかりやすい形で住民への説明会を開くこと。
- 一時的に数値が落ちたとしても、台風などでの汚泥のかくはんにより、上昇も懸念される。全国水準になるまで定期的に検査を行うこと。
- 今後も、被害が出た場合は、地位協定18条にもとづき、損害賠償を行うこと。

【個別基地問題】

1. 米海軍横須賀基地強化に関わって

①放射能被害の可能性が高い米国原子力空母や原子力潜水艦の使用を禁止すること。先頃、米国防省が「核態勢の見直し」を発表したが、核兵器搭載可能艦は絶対に横須賀基地に寄港させないこと。

②米海軍への艦載配備が予定されるCMV-22 オスプレイ配備は止めるよう米軍に求めること。

2. 自衛隊施設の機能強化について

安保法制の本格化で、今年の安保管防3文書作成では、平時から米軍と自衛隊の統合部隊化が進み、自衛隊を戦争に動員しようという動きが強まっている。海上自衛隊幹部の第7艦隊司令部へ派遣・常駐状況は、国家安全保障戦略(NSS)、防衛計画の大綱(大綱)などで横須賀の役割を変更する予定なのか明らかにすること。トマホークの購入も検討されていると報道されているが、横須賀基地に搭載艦船は入港させないこと。

日米空母の母港・拠点化がすすむ横須賀基地は、出撃拠点となっている。その象徴となる空母「いずも」への艦載機F35の寄港時の、駐機場所、演習場所は、どこになるのか明らかにすること。こうしたF35の搭載計画は止めること。

【厚木基地関係要望】

①日米合同演習の日常化に伴って厚木飛行場が日常的な「訓練場」として使われるようになっている。今後、こうした演習は厳しく米軍に中止を求めること。

②オスプレイや他の航空機の飛来の回数も増している。「米軍は、航空機の飛来、および飛行ルートを発表しない」との方針であるが、オスプレイに限らず、戦闘機、ヘリコプターなどの事故がここ数年でも何度も起きている。神奈川県の場合、大部分が人口密集地帯である。予定や航路を示すことは国民の安全上最低限の義務である。少なくとも、事前の計画発表や飛行ルート公表することを強く求める。

③巡航ミサイルトマホークの配備・中継・通過は絶対に行わないこと。

【キャンプ座間関連要望】

一昨年12月から行われた指揮所演習のように、今後もこうした演習は行われるのか。指令機能は、第一攻撃目標とされることは、ウクライナ戦争の実例でも明らかである。日米の司令部機能を国外に移転し、住民の不安を取り除くこと。

【相模総合補給廠関連要望】

①相模総合補給廠の「第38防空砲兵旅団司令部」が発足し、本格的な活動が行われ、傘下にある京都・経ヶ岬の基地が拡張されている。補給廠の中でも整備・拡張があるのか。核をふくむミサイル迎撃戦が行われれば、第一の攻撃目標にされるのではないかと不安が広がっている。相模総合補給廠のミサイル防衛部隊の役割や任務等を示し、情報提供を求める。

②兵站基地としての機能を超え、訓練基地として機能強化が進んでいる。「暫定駐留支援施設」の建設について、米軍は、相模補給廠に新たに外来部隊の一時駐留を支援する宿泊、トイレ、ランドリーなどの生活支援施設を建設し、約560人の外来部隊の駐留を支援できるように基地の機能を強化し、新たな基地能力の構築を進めている。これは、補給・兵站としての土地・施設提供という従来の使われ方を大きく変えることとなり不安を感じている。また、「ランドリーの汚水処理」など環境・衛生上の問題なども不安の声が寄せられている。米軍・政府・自治体の3者協議を早急に行い、情報提供すること。このような施設は撤退を求める。

③相模総合補給廠の共同使用部分については、市民利用の利便性を高めるよう、出入口の夜間閉鎖などの規則については、見直しを検討することを求める。

【横浜市域の基地に関する要望】

①オスプレイの密集地、横浜市空域での飛行をやめること。飛行禁止を求めるが、コースを変更すること。

②横浜ノース・ドックで米空軍が軍事訓練や陸上自衛隊と米陸軍との実働訓練などが繰り返し行われている。ここでの基地機能の強化、軍事訓練を行わないと米国に求めること。

③根岸住宅地区は、日米共同使用期間を短縮し、日本人居住者の生活権の保障と住環境の整備に国として責任を果たすこと。

④自衛隊は、横浜港のふ頭使用を横浜市に求めないこと。

【西相地域に関する要望】

箱根町方面では、東富士演習場での実弾演習が、轟音と振動で住民に脅威を与えている。加えて近年では大涌谷の噴火と紛らわしく、観光客や登山者からも不安の声が上がっている。このような演習は中止すること。

(3) 平和・外交について

【反核・平和に関する要望】

①核兵器禁止条約は9月現在で署名91か国・地域、批准68か国・地域に及んでいる。米国と同盟関係を結ぶ国も核兵器禁止条約締結国会議にオブザーバー参加し、核なき世界への前進をはかっている。日本政府も積極的に参加し、イニシアチブをとること。

②唯一の戦争被爆国として核兵器の恐ろしさを、世界と後世に伝えていくために被爆者団体の伝承活動に補助金を出し、ビキニ環礁での第五福竜丸事件を忘れないようにと取り組む三浦市などに積極的な支援をつよめること。

【日本外交への要望】

外務省・防衛省は、中国の領海侵犯や北朝鮮のミサイル発射に対し、Jアラートを発し、マスコミを使っての危機をあおっている。それを理由として、軍事力の増強をアピールしているが、「軍事対軍事」で争えば、緊張をエスカレートし、偶発的な事態も生まれ、基地の集中する神奈川県は、真っ先に戦火に巻き込まれることになるのは間違いない。

日本領海を侵犯する中国に対しては、断固として外交ルートを通じて正面から抗議をすること。外交交渉のルートを持たない北朝鮮には外交ルートの復活に全力をあげること。

軍事力増強・「敵基地攻撃能力」などの威嚇では、平和的な解決とはならない。すでに米国・中国も参加しているASEANの場を生かし、北東アジアに拡大し、包括的な安全保障、積極的な平和外交・話し合いの場をつくり、戦争への緊張緩和をはかること。

以上

文部科学大臣 永岡 桂子 殿
内閣府特命担当大臣 小倉 將信 殿
文化庁長官 都倉 俊一 殿

2023年度政府予算に関する要望書

2022年11月10日
日本共産党神奈川県委員会
委員長 田母神 悟

2023年度政府予算に対し、以下のとおり要望いたします。

記

【学級規模・教職員定数及び教職員の勤務に関する要求】

1. 国会では中学校3年まで順次35人学級を実施していくことが全会一致で決議され、その後も衆議院、参議院の各委員会でも全会一致で決議されている。全国校長会、全国知事会、全国教育長協議会なども少人数学級を要望し、全国民の要求となっているといえる。神奈川県議会でも全会派一致で採択されている。中央教育審議会答申を受けて策定された「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」で、2016年度には小学校1年生から中学校3年生まで35人学級が完成し、2018年には小学校1・2年生は30人学級にするとしていた。大幅に遅れたが、文部科学省は2020年12月に2021年度から小学校は5年かけて35人学級に引き下げると発表して現在進行中だが、中学校については「今後の検討課題」としている。教員の働き方改革のための条件整備や教育現場のブラック労働を改善して教員希望者を増やして欠員問題を解決する施策の最大の課題ともなっている。
 - ① 今回の新型コロナウイルス感染症に関わって、「身体的距離の確保」の少人数（20人以下）授業の良さを子どもたちも、教職員も、保護者も体験した。少人数学級の実施は新たな段階を迎えた全国民的要求となっている。小学校の35人学級を前倒しして直ちに実現し、30人、20人学級をめざす計画を国民に示すこと。
 - ② 国会決議、中教審答申に基づき、国の責任で直ちに中学校・高校の35人学級も実施に移し、30人、20人以下学級をめざすこと。
 - ③ 区市町村が見通しをもって教職員採用ができるように、定数改善年次計画を策定して公表すること。（それは教員不足を解決するためにも重大な施策の一つである。）
 - ④ その上で、ティーム・ティーチング、習熟度少人数指導などは、教科や子どもたちの実情に応じて、学校選択で実施できるようにすること。
 - ⑤ 子どもたちのいじめ、暴力、不登校の深刻な実態改善のためにも、教職員の働き方改革の為に、少人数学級実施が最緊急課題であることを確認し、重点的に予算措置をとること。
2. 神奈川県内でも教員不足、欠員問題が深刻である。横浜市では教員の未配置が2021年度1年間で143件あり、それは市内の学校の28%にあたる。（長いのは213日間欠員のままが2件）担任が配置できないまま入学式を迎えた中学校、長期に自習がつづいたために約300人の生徒の2学期の技術家庭科の成績がつけられなかった中学校など深刻な実態が生じている。川崎市では産休代替がこないの

で市教委に連絡したら、「49人待ち」と言われた例もでている。教員希望者を増やすための特別な措置とともに、定年前退職者を減らす措置も緊急の課題である。川崎の例では定年退職者124名に対して130名が定年前退職であり、その70%が20～30代という異常事態である。若い教員が肉体的にも精神的にも追い詰められてぼろぼろになっている姿がここにある。学校の過酷な働き方を改善して、教職員が希望を持って教育に打ち込める学校づくりは待ったなしの課題である。

① 教職員の仕事を減らす措置と教職員定数の抜本的増員をはかる計画を作成すること。
(それによって各自治体は正規採用の教職員を計画的に採用することができるようになる。)

② 小学校の35人学級の前倒し実施と30人学級実施の計画を示し、教育現場の働き方改革・ブラック職場改善についての国の本気度を示し、若い人が安心して教職を希望することができる環境を整えること。

③ 定年後の教員を確保するためにも、60歳以降の給与水準を高め(現在は70%にきり下げられる)、100%支給するように改善すること。

④ 学校を教員にとって楽しく働きがいのある職場にして教員希望者を呼び込む措置をとること。そのためには長時間過密労働の是正、教職員の合意に基づくボトムアップの学校運営、教員の教育の自由の保障など、文科省からの上位下達の押しつけ的「教育改革」ではなく、子ども・教職員・地域保護者のもとに寄り添う「教育改革」をすすめること。

⑤ 教員不足に対する緊急措置として、教員勤務年数などの要件で返済が不要となる奨学金制度を復活させるなどの教員希望者を増やす緊急措置を講じること。

3. 小中学校で日本語指導が必要な児童生徒18人に対して教員1人の加配基準を引き上げること。たとえば横浜市内のその数は100カ国以上、2080人に及びその対応が非常に難しくなっている。現場実態を調査し、それに対応する条件整備をはかること。

4. 昨年、幼稚園の4・5歳児に対する職員配置改善(30:1→25:1)を含む追加の恒久財源が確保されなかった。送迎バスでの事故にも見られるように、幼児の命と安全を守るためにも、発達保障の視点からも早急の改善が求められる。早急に配置基準の改善をすること。

5. 臨時教員が全教員の16.5%にも及んでいることが、神奈川県でも深刻な問題になっている。定数内臨任が増えて、教職員の療養休暇、介護休暇、育児休暇などによる臨任と重なり、子どもの教育や校務の継続性、校内分掌の編成にも重大な支障をきたしている。それが不安定な身分の教職員を増やし、教員志望者を減らす原因ともなって、教育条件の低下をもたらしている。

また、定数内臨任に有資格者がとられ、療養休暇、介護休暇、出産・育児休暇などの代替が確保できずに、先の2に示したように欠員のまま何週間も経過する例も増えている。青年の安定雇用政策の上からも重大課題と受け止めて早急に措置する必要がある。

① 定数内の教職員は、正規教職員を配置するよう徹底すること。

② 臨時教員急増をまねいた「定数崩し」の制度を見直し、臨時教員比率の上限を設定して抜本的改善措置をとること。

③ 「同一労働同一賃金・同一待遇」を徹底し、臨時教員の待遇の改善を図ること。

④ 地方公務員法第22条の3第5項を削除し、臨時教員の勤務実績を正當に評価する採用選考を行えるようにすること。

6. 団塊の世代の大量退職がすすむ中で、教員不足が深刻化している。横浜などでは、地方から採用し

ても、数年後には郷里に帰る教員も多い。地域性にも配慮して教員養成の枠組みを拡大し、国の責任で教員の安定確保の対策を緊急にとること。

7. 教職員の超過密・長時間労働、健康破壊は、教育条件を悪化させ、教育現場・子どもたちに深刻な影響をもたらしている。下表にあるとおり平日の長時間勤務に加えて休日出勤も常態化しており、平日も休憩時間が全く取れないなど、労働安全衛生法違反の深刻な実態となっている。

	県立高校	県立特別支援	市町村小学校	市町村中学校
校長	11時間04分	10時間56分	11時間12分	11時間14分
副校長・教頭	11時間59分	11時間49分	12時間05分	12時間16分
総括教諭・教諭	10時間26分	10時間19分	11時間15分	12時間03分

(神奈川県教育委員会 2017年・18年調査より)

- ① 公立学校の教員への「1年単位の变形労働時間制」適用を中止すること。それは学校の長期休業中に勤務時間を短縮することによって、文科省も認めている放置できない授業期間中の長時間過密勤務の実態改善を放置しようとする許されざる施策である。また、「学校における働き方改革に係る緊急提言」でも、「教職員の長時間勤務の実態は看過できない状況」とし、「『今できることは直ちに行う』ことを全ての教育関係者に呼びかけるとともに、国においても早急に支援を求めるため『緊急提言』がまとめられた」としている。一番の決め手である教職員の定数を大幅に増やしての30人以下学級の実施と新学習指導要領実施に伴う授業時間数増に見合う教員増、さらに所定の勤務時間で仕事が終わるように国が設定した「教員1人で1日4コマの授業を担当する」という原点に戻って、必要な教員を増やす計画を作成し、直ちに実施に移すこと。
 - ② 登庁・退庁時間の管理の形骸化が見られる。仕事が終わらないために、一旦、カードで退勤記録を残した後、もどって仕事をつづける等の記録に残さない時間外勤務が多発している。具体的な教員の仕事量の削減と定員増によって厚生労働省通達、行政当局の長時間・過密労働解消のための通知文書等を現場に実体化させる方策を講じること。
 - ③ 部活動の休息日をもうけるなど部活動の過熱化をおさえる「部活ルール」の確立を呼びかけること。その文科省通知の実施状況を調査し、問題点を明らかにして対策をとること。そのために日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、日本高等学校野球連盟、全国高等学校文化連盟、全日本吹奏楽連盟など学校の部活動に係る団体とさらに協議をすすめ、その結果を明らかにすること。また、部活動指導員の配置を早急に大幅に拡大し、確実に配置できるように養成・研修制度を確立するとともに、指導員の勤務条件の改善をはかること。
 - ④ 教職の専門職としての性格から教職調整額を維持し、超過勤務手当の制度を創設するなど教職員の長時間時間外労働解消に向け、使用者責任を明確にした実効ある措置をすすめること。
8. 2012年度予算で小中学校の図書館に職員を配置する予算が地方交付税で措置され、神奈川の自治体でも徐々に図書職員の配置が進んでいる。子どもたちにも学校現場にも「本が見つけやすくなった」「授業で本を使う機会が増えた」「図書館にくる児童・生徒が増えた」など大変喜ばれている。横浜市では12年度からの2年間で貸し出し冊数が1.7倍になるなど、目に見える成果を上げ、学校図書館は学習指導要領の改訂に伴う子どもたちの調べ学習や授業での活用度が高まっている。
- ① まだ一部の市町村に留まっている図書職員の配置を促進するための通達を発すること。
 - ② さらに学校司書の職と配置を学校教育法、標準法等に規定し法制化するとともに、全ての学校図

書館に専任・正規の学校司書を国の責任で配置するようにすすめること。

9. スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、学校に必要不可欠となった職が非正規職員として配置されている。正規採用を進めたいが市町村の財政規模では難しい。国の予算で正規職員として採用すること。
10. 昨年、幼稚園の4・5歳児に対する職員配置改善(30:1→25:1)を含む追加の恒久財源が確保されなかった。幼児の命と安全を守るためにも、発達保障の視点からも、早急に配置基準の改善をすること。

【教育予算・学校施設設備に関する要求】

1. 政府は国際人権規約(社会権規約)第13条2(b)及び(c)の規定の「留保」を2013年9月11日に撤回した。しかし、その施策を実施するための教育予算が大幅に増額されることはなく、高校から大学卒業までの費用が880万円かかるといわれ、年収400万円未満の家庭では教育費が年収の4割を占め、娯楽費や食費、衣類の購入費を圧迫しているなどの深刻な実態となっている。学級規模、児童生徒1人当たりの教員の数などの教育条件も国際レベルから大きく立ち遅れている。日本のGDP費にしめる教育費の割合は2.8%でOECD加盟38ヶ国中37位である。教育予算をOECD平均並みに引き上げ(7兆円教育予算増)て、子どもたちが安心して学び育つ環境を抜本的に改善すること。(それは少子化対策の重要な柱でもある。)
2. 「第三期教育振興基本計画」(2018~2022年度)終了時点と2030年度時点で、日本の教育費を対GDP費で何%とする計画を持っているのか、国民に対して明らかにすること。
3. 義務教育費の国庫負担制度は、義務教育の機会均等を維持し、地域間格差を生じさせないために絶対守らねばならない。自治体の財政力によって教育水準に地域間格差を生じさせることは憲法に反する。義務教育国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担割合を2分の1に戻すこと。併せて、教材費・旅費の国庫負担制度を復活すること。中学の部活動にかかわる費用負担について国として助成を行うこと。
4. 年々増加する外国籍児童生徒の学習権保障に国が責任をもって条件整備をすすめること。外国籍児童生徒の日本語教室の増設を図るとともに、日本語教育の教員を増員し、通訳配置に対する国の補助制度をつくること。また、フランスなどでの各国大使館との協力のもとに進められている母語教育制度なども参考に、日本でも外国籍児童生徒の母語教育の制度化を始めること。
5. 朝鮮学校に「幼保無償化」「高校無償化」措置を適用すること。これを除外する扱いは、「内外人平等」の国際人権規約などに違反する差別的施策であり、いま問題になっている朝鮮学校生徒へのヘイトスピーチや暴力、差別を助長する許されざる扱いである。直ちに是正すること。
6. 義務教育未終了者の就学機会の確保に重要な役割を果たしているいわゆる「夜間中学」(中学夜間学級)を必要な地域において開校するための支援を強めること。また、専任教員の配置基準を法制化し、標準法に基づく専任教員を配置すること。また、その研修を保障すること。自主夜間中学への公的支援を実施すること。
7. 東日本大震災は学校の耐震補強工事、老朽校舎の早期改修と津波対策が、子どもたちの命を守るために、緊急課題であることを明らかにした。神奈川県立高校及び特別支援学校の耐震化工事もすすめられているが、耐震化工事が完了しても文部科学省が要求するIs値0.7には届かず、県立高校は

0.6 以下がほとんどで、特別支援学校は 0.6 以下が全国ワースト 4 位という危険な実態にある。

- ① 地震・津波の危険度が高いとされる神奈川県に対して、こうした立ち後れを放置しないで対策を講ずるように指導すること。
 - ② 高校と特別支援学校の耐震補強工事と津波対策、老朽化対策を急ぐために、関係省庁と連携し、耐震対策に学校施設環境改善交付金等を対象とするなど、国庫補助を拡充して、危険な老朽校舎の改修を期限を切って早くすすめること。
 - ③ 公立小中学校改築、改修に対する国の補助基準を改善・充実すること。
8. 異常気象・温暖化が続く中、冷房施設と加湿器の設置が強い要求となっている。小中学校の保健室、音楽室、家庭科室、図書室、障害児学校・学級はもちろん、普通教室や体育館、管理棟のエアコン設置の単価を引き上げるなど国庫補助を拡充し、期限を切って設置をすすめること。
 9. 保健室の機能を充実させ、不登校、いじめ、暴力など子どもたちの現状に伝えていくことが、ますます重要となっている。保健室の広さ確保、相談コーナーの設置など、そのための機能充実に向けた整備改善と、不登校の保健室登校等に対応できるよう職員を配置すること。
 10. 子どもたちの健康と学習権の保障のためには、小・中・高校でのトイレの個室に生理用品が設置されることが望ましい。関係省庁との取り組みはこの 1 年間でどの程度進んだのか、進捗状況を明らかにすること。また、早急に設置されるよう国の予算をつけること。
 11. 既存校舎へのエレベータ設置の補助は、実態に合わせて増額すること。
 12. 学校災害を根絶するため、学校内の安全点検を強め、安全対策を充実させるよう、具体的な実態に合わせて条件整備の予算も付けて、都道府県と市町村教育委員会への指導を強めること。
 13. 幼児期から世界レベルの人権感覚を身につけることが求められる。SOGIESC の権利が保障されるよう、子どもたちの人権感覚を磨く教育が必要である。性交を教えない「生命の安全教育」ではなく、性の問題を人権問題としてとらえる「包括的性教育」の導入に踏み出すことを求める。
 14. 少子化進行を理由として、教育予算削減のために学校統廃合を推進する政府の方針は撤回すること。長時間通学や通学の安全面、経済的負担、地域の衰退などを心配する地域住民・教育関係者の声に耳を傾けて、小規模校を地域に残して充実させ、地域づくりを支援すること。
 15. 義務教育学校の設置や、小中学校の統廃合に関しては、小中一貫校の設置で教員の加配をするなどの誘導的な政策を止めて、自治体の判断を尊重すること。小中学校の配置については各自治体住民と教育行政の研究、話し合い、判断が進むように支援すること。
 16. 小中学校で、1 人 1 台のタブレットが配置されたが、その後の運営経費については市町村の負担とされている。市町村費ではなく、運営経費を国が負担すること。また、教材作成等についての教員支援のため、IT 専門家を配置すること。
 17. 子どもたちの健康と学習権の保障のためには、小・中・高校でのトイレの個室に生理用品が設置されることが望ましいと考えるが、その認識について明らかにすること。
 18. 学校施設へのトイレ個室への生理用品設置の現状と今後の予定を明らかにし、早期設置に向けた国の予算措置を行うこと。

【子どもの貧困・就学援助に関する要求】

1. 就学援助実施状況等調査結果(2020 年度)によると、要保護及び準要保護の児童生徒数も援助率も減

少している。市町村の回答を見ると、「児童生徒数の全体の減少」と「経済状況の悪化」とあるが、文科省としての見解を明らかにすること。

2. コロナパンデミックの長期化、さらなる物価高騰で格差が広がる中、就学援助費の国庫負担制度の復活など、援助率を上げるための措置を国として講じること。高校への適用拡大など、国の予算を拡充すること。
3. 緊急採用奨学金制度、返済不要の高校生等奨学給付金制度の要件枠を拡充せよ。家庭の教育費負担軽減のためには、都道府県に任せるのではなく、さらなる国の助成が必要である。大幅な教育予算の増額をすること。

【高校教育に関する要求】

1. 子どもの貧困化から子どもたちを守り、安心して学習できる環境を保障するために、定時制高校生の夜食代、教科書代、通信制高校生の定期代の補助を復活・拡充すること。
2. 高校授業料無償化に所得制限を付けることは、政府が国際人権規約の規定の「留保」を撤回した国際公約に逆行する。子どもの貧困化が社会問題となっている今、学習権保障のために高校授業料無償化制度を復活・拡充し、修学旅行、部活動などの費用にも補助制度をつくること。
3. 高校での30人以下学級、特に定時制の30人以下学級が実施できるよう財政的措置を講ずること。
4. インクルーシブ教育推進には、通常教育費の10倍はかかるといわれており、国は自治体任せにせず、教職員定数標準法に新たな教員配当基準を設け、障害のある生徒を含む15人程度の少人数授業や生徒の実態に合わせた授業選択や取り出し授業など、生徒の全面的発達を可能とする条件整備を行うこと。身体に障害のある生徒のための階段リフト設置、トイレ・通路などのバリアフリー化について国の補助制度をつくり、拡充すること。
5. 生徒に憲法と子どもの権利条約にもとづいて主権者教育をおこない、自由な意見表明を保障するとともに、18歳に達した生徒が行う憲法上保障された政治活動や選挙活動を妨害しないこと。また、生徒の政治活動や選挙活動に関して警察などから学校教育に干渉や介入があった場合には、生徒と学校教育を守ること。主権者教育において教員が個人の考えを表明することを過度に制限し、主権者教育を萎縮させないこと。
6. いわゆるブラック校則や、時代にそぐわなくなっている校則、「高校生らしい服装や頭髪」「華美にならない服装や頭髪」など解釈が曖昧な校則などの見直しを、生徒会やPTAなど保護者会と共に進めること。生徒の学校運営参加を一層進め、高校を高校生の人権が保障される場とするよう指導すること。
7. 学習指導要領総則に「全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、」とあるように、各教科・科目の授業時間数が35週分というのはあくまで標準である。しかし、神奈川県教育委員会の指導では35週分の授業時間数が標準ではなく最低実施時間数とされている。このことは、「各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間としての調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性等、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成」することを妨げている。文科省として神奈川県教育委員会に対して、各学校に対して改めて「年間35週行うことは標準である」と適切な指導を行うこと。

8. GIGA スクール構想で、現在中学校 3 年生までは、学校からタブレットなどの IC 機材が貸与されている。しかし高校では貸与がないため、神奈川県立高校では 2022 年度入学生から保護者負担でのタブレット端末一斉購入が始まった。世界人権規約による中等教育の無償化推進を受け入れながら、無償化に反することは慎むべきことであるとともに、数万円という修学旅行費にも匹敵する金額を保護者にさらに負担を求めることは、経済的困難家庭に対する無慈悲な施策だといえる。そして現場では、学校からの購入依頼にかかわらず購入しない生徒も多く、実際には ICT を利用した授業展開ができないという笑えない事態も起こっている。文部科学省は、高校での ICT を使った教育を進めたいのであれば、政府負担による PC 購入で各高校に PC を配布すべきである。各教育委員会に対して保護者負担による PC 購入を差し止めるように指導し、必要な PC は、文部科学省予算で各高校に配置すること。

【私学教育に関する要求】

1. 「コロナ時代」に私立学校においても少人数学級を実現するため、財政力に差がある自治体に任せろのではなく、国の責任で私立学校への経常費補助を増額すること。
2. 私立幼稚園の就園奨励金の補助率を引き上げて超過負担を解消すること。
3. 国際人権規約で定める漸進的な教育の無償化をすすめるため、高等学校就学支援金制度の「所得制限」を撤廃し、金額の増額を図ること。
4. 国連の社会権規約委員会は 2013 年に、人種差別撤廃委員会は 2014 年にそれぞれ、「高校無償化」制度が朝鮮学校にも適用されることを確保するよう日本政府に勧告し、2017 年には国連人権理事会日本審査会においても 3 か国から同趣旨の勧告を受けていることを重くうけとめるべきである。朝鮮学校を高校無償化の適用外とする措置を撤回すること。政治情勢で翻弄することなく他の外国人学校と同様、子どもたちの教育権を保障すること。

【特別支援教育に関する要求】

1. 「特別支援学校設置基準」を満たすための特別支援学校建設に大幅な国庫補助を行い、特別な手立てを講ずること。
2. 教室不足への対応として、神奈川では県立高校や市立小学校の空き教室を間借りして分教室を設置しているが、専用で使用できる教室が少ないうえに、教職員配置が極めて不十分であるなど、差別的とも言える劣悪な教育条件となっている。他の学校の余裕教室を特別支援学校の教室として確保することは、教室不足解消の手立てとして適切ではない。特別支援学校の教室不足解消の手立てとして、新校建設を基本とする方針を示すこと。
3. 特別支援学級は、多様な課題を持つ児童生徒が複数学年在籍している実態を踏まえ、学級編制標準を 6 人に引き下げること。
4. 通級による指導の教員定数を増やすこと。
5. 通常学級への入学を希望する障害のある児童生徒に対して、その発達を保障する条件整備（教職員の加配や教育環境の整備）を国の責任で行い、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶとりくみをすすめること。
6. 特別支援教育の実施に伴い特別支援学校に付加された地域支援業務及びその充実のために配置され

ている専門職員（臨床心理士、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士）については、教職員定数標準法に位置づけて、教員定数とは別途配置すること。

7. 特別支援学校の看護師の配置を教職員定数標準法に位置づけて配置すること。
8. 神奈川の特別支援学校では、医療的ケア担当医が複数校に1名という現状がある。「医療的ケア及びその家族に対する支援に関する法律」の施行を踏まえ、より安全・安心な学校づくりのため、1校1名の医療的ケア担当医が配置されるよう基準を県に示すこと。
9. 特別支援教育の一層の充実のために、特別支援学校を担う教員は特別支援学校教員免許状の保持者とする。また、そのためにも特別支援学校教員養成課程の定員枠を拡大すること。
10. 特別支援学級に配置されている教育支援員を増員すること。

【子どもたちの不登校、いじめ、暴力に関する要求】

1. 神奈川ではコロナ禍の中で、2020年度のいじめ、暴力行為の件数が減少し、不登校は一部の市町村では減少しているが、多くの市町村では増加している。この間の変化とは違った結果が出ている。その要因を深く分析して、今後の施策に活かすことは重要である。分散登校で少人数学級になったら不登校の子が登校できるようになったが、分散登校がおわって元のクラスになったらまた不登校にもどってしまった、と言う話もよく聞く。子ども目線、保護者目線にたって、何が子どもたちにそうした変化を作り出していたのか、いまの教育に何がかけていたのか研究・分析して、その教訓を活かした学校づくりをすすめること。
2. 児童・生徒はこのコロナ禍でこれまでにない初めての経験をした。児童・生徒を精神面から支えている学校保健室の役割はますます重要になっており、養護教諭の複数配置基準の学校規模を引き下げ、複数配置を大幅に拡充すること。スクールソーシャルワーカー、教育心理士などの正規職員や生徒相談のための正規職員などを配置・増員すること。
3. 教職員が子どもの情報を共有し、子ども・保護者と向き合い、共同して教育にあたる学校づくりを励ますこと。それを妨げる学校・教職員を数値で評価するシステムはやめること。
4. 神奈川県は、ここ10年間、不登校児童生徒の数は1万人近くで推移していたが、2020年度・2021年度と急増して2万人近くに上っている。これらの児童・生徒の中には、学びの場としてフリースクール等を選ぶ子たちがいる。不登校児童・生徒にも義務教育費無償を貫くこと。そのために、フリースクールに通う児童・生徒に、就学支援制度を適用すること。また、誰一人取り残さないSDGsの精神に即し、フリースクール等で学ぶ児童生徒の学習権保障のために、家賃や職員の賃金など、運営費の一部補助制度を創設すること。

【学校給食に関する要求】

1. 長引くコロナ禍で子どもの貧困格差が広がり、深刻な物価高が暮らしを直撃している。学校給食には食教育だけでなく、セーフティネットとしての役割がありその重要度が増している。しかし神奈川県では、依然として中学校給食の実施率は全国最下位クラスであり、実施している自治体の大部分が選択制デリバリー給食である。県下最大都市の横浜市でも、2021年4月から開始した想定喫食率2割のデリバリー型給食を、新市長の下で2022年4月から全員喫食の中学校給食を進める計画を示しているが、デリバリー方式の給食は温かさがなく、小学校より残食が多い実態を見れば、人

生最大の成長期を迎えるこの時期に、必要な栄養が十分に摂取できていないことは明らかである。学校給食法に則った全員喫食の中学校給食を実施するよう、学校調理方式の推進のための一層の財政援助と指導を強化すること。

2. 憲法 26 条の観点から、学校給食の無償化をすすめること。
3. 学校栄養職員と栄養教諭の配置についての予算確保は、昨年度と比べてどれだけ増額したか、増員の推移を明らかにすること。また、今後の増額・増員計画を示すこと。
4. 1985 年の「合理化通達」が、結果として学校給食の民間委託を後押しすることとなっている。給食の質の低下と給食業務の合理化は正比例の関係であることは確かである。通達撤回をすること。
5. 地産地消の活用にあたっての課題解決のための経費を支援する補助事業の今年度の実績、特に神奈川県での活用具合を明らかにすること。
6. 輸入食材の残留農薬や放射性物質などの検査体制を抜本的に強化するために、検査機器購入を国が全面的に助成すること。

【教育内容に関する要求】

1. 入学式・卒業式は子どもたちが主人公である。「国旗国歌法」制定時に政府が「強制するものではない」と言明した事実を示し、学校の主体性を尊重しつつ「日の丸」「君が代」の押し付けをやめるよう、各都道府県・市町村教育委員会にその趣旨を徹底すること。特に、「君が代」の「斉唱」「起立」を強制して、子ども・保護者・参加者・教職員の内心の自由が侵されることがないように徹底すること。また、「日の丸」の舞台正面への設置や、教職員の「君が代」斉唱・起立の状況を氏名をふくめて調査し、報告を強制するなどの教育委員会による行きすぎた「指導」の是正をはかること。
2. 教科書検定基準が改定され、政府の統一的な見解や最高裁判例にもとづく記述がもとめられている。しかし、政府見解や最高裁判例にも多面的な見方や意見がある。教科書記述がそれ等に縛られるというのは、戦前の国定教科書の反省から教科書が民間で自由に発行できる制度に変えられた趣旨に逆行するものである。2014 年 1 月 17 日の改定を撤回するとともに、当面、検定の緩和をはかること。
3. 横浜などでは、教科書採択に専門家である教員や保護者の意見反映のシステムがなく、審議会答申を参考にしながらも、教育・教科の専門家ではない「教育長と教育委員」の意向で採択している。特定の政治的意図にもとづく採択が入りやすく、子ども不在の採択になると市民は強い疑義を抱いている。ILO・ユネスコの『教員の地位に関する勧告』（1966 年ユネスコ特別政府間会議採択）にもとづいて、子どもたちの実態をよく知り、それを使って子どもたちに教える教員・学校の意見を反映する制度を確立し、その徹底を図ること。
4. 各地で平均点競争が激化し、新たな競争をもたらしている全国一斉学力テストは中止し、学びあい、育ち合う教育で学力保障をすすめること。その最大の弊害を回避するために、テストをめぐる争われた旭川学テ訴訟の「個々の学校、生徒、市町村、都道府県についての調査結果は公表しないこと」とする最高裁判決（1976 年）を守り、徹底すること。

学校現場では、「過去問や教育委員会作成の対策ドリルを迫られている」「『テスト対策』を繰り返して、4 月はまともな授業が始まらない」「学力テストは日常の授業、学習内容までコントロールしていく段階になってきた」などの問題点が指摘されている実態を踏まえ、是正をはかること。少なくとも悉皆調査をやめること。

5. 各新聞社説などでも批判されている「道徳」の教科化と教科書使用、成績評価を中止すること。憲法や子どもの権利条約などの学習、いじめや人間関係のトラブルなどをみんなで解決していくクラス討論や学校行事などの自治活動、授業、学校生活、すべての教育全体をとおして市民道徳の教育が行われるようにすすめること。
6. IT 機器の導入にあたっては、IT 関連などの教育産業にゆだねて公教育の市場化・民営化をすすめるのではなく、子どもたちの実態や学校現場の自主性を尊重してすすめること。また、健康や精神面への影響に十分配慮してすすめること。機器運用に関する経費は国で負担すること。
7. SOGIESC の権利が保障されるよう子どもたちの人権感覚を磨く教育が必要である。幼児期から世界レベルの人権感覚を身に着けるためにも、性交を教えない「生命の安全教育」ではなく、性の問題を人権問題としてとらえる「包括的性教育」の導入に踏み出すこと。

【大学の教育・研究・授業料・奨学金に関する要求】

1. 学生に学費の負担を強いる「受益者負担主義」の立場を改め高等教育の無償化を定めた国際人権規約の立場にたって以下のことを行うこと。
 - ① 大学・専門学校の学費を半額にし、将来的には無償にすること。入学金を廃止すること。
 - ② 給付制奨学金を拡充すること。アメリカのように奨学金返済の免除にふみだすこと。
2. コロナ禍にも対応した学生生活全般への支援をおこなう
 - ① 大学でのコロナ対策を強化すること。
 - ② オンライン授業などで施設を使用していないにも関わらず徴収される施設費を軽減すること。
 - ③ 学内食堂の料金の引き下げと時間延長をすること。
 - ④ 駅からバスの増便などの通学援助をすること。
 - ⑤ 学生への食料支援をおこなっているボランティア活動への財政支援をおこなうこと。
3. 学術会議の6人の学者の任命をただちにおこなうこと。
4. コロナ禍での大学の授業は今後のパンデミックに備える意味でも、充実したオンライン授業を実施するために、事前の準備が必要である。常勤・非常問わず、教員がオンライン授業準備のための負担が重くなっている。そのために、パソコンなどの資材、研修費、教材作成にかかる特別手当などの支給がおこなえるよう、大学に対する財政支援を充実させること。
5. 無期転換を希望する有期雇用の大学教職員、研究者、非常勤講師に、契約更新5年・10年の上限を予め求めることは労働契約法改正の趣旨に反する行為であり、やめさせること。また、従来、1年ごとの契約更新を繰り返してきた教員をある日突然雇止めにするのは本人だけでなく、学生にとっても大問題であり、やめさせること。無期雇用へ転換できる被雇用者を限定したり、クーリングオフ期間を設定するなど、法改正の趣旨に照らして脱法的な行為をやめさせること。有期契約から無期契約に転換した場合に、国が大学に対して財政支援する奨励制度をつくること。

【文化、スポーツ施設の充実】

「文化芸術による創造性豊かな子供の育成」のための予算は増額されたが、申請のための資料が多く煩雑となっているため申請を簡略化すること。また、さらに予算を増額すること。

以上

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿
内閣府特命担当大臣 小倉 將信 殿

2023 年度政府予算に関する要望書

(社会保障・子育て支援分野)

2022 年 11 月 10 日
日本共産党神奈川県委員会
委員長 田母神 悟

2023 年度政府予算に対し、以下のとおり要望いたします。

記

【予算全体】

新型コロナウイルス感染症が発生して3年が経過しようとしているが、感染の波が繰り返すたびに感染者数が増加し、第七波では1万3千人が亡くなった。冬の感染拡大期も到来し、第八波が大変危惧される。これまで繰り返してきた医療崩壊をなんとかしても無くさなくてはならない。今後の新たな感染症の発生に備えるためにも、医療体制を削減するのではなく、拡充へと転換することが求められている。

8月の消費者物価が前年同月比2.8%上昇するなかで後期高齢者の医療費負担が増え、年金が0.4%削減された。すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を持っているとした憲法二十五条には相いれない状況を正し、国として、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に向け、いまこそ努めるときである。

【新型コロナウイルス感染症対策】

1. 高齢者施設で感染者が発生した際、入院が必要な患者が施設内に留め置かれるケースが多発し、クラスターが発生する事態も生まれている。「施設内療養に対する支援強化」とする政府の方針を撤回し、医療体制強化を求める。
2. 厚生労働省が再編を求めている県内の10病院（川崎市立井田、三浦市立、済生会平塚、秦野赤十字、国立病院機構神奈川、相模原赤十字、東芝林間、済生会神奈川県、済生会若草、横須賀市立市民）は地域医療の重要な拠点であり、第二種感染症指定医療機関も含まれている。新たな感染症に備えるためにも、また、毎年のように発生している自然災害時に対応するためにも地域医療構想による公立・公的病院の統廃合・病床削減計画を中止し、公立・公的病院を拡充・強化すること。
3. コロナ感染後、後遺症となった国保加入者を傷病手当の支給対象として救済すること。

【国民健康保険】

1. 国民健康保険事業における「決算補てん等のための一般会計法定外繰入金」の削減方針によって、保険料引き上げが連続し、暮らしを直撃しており、この方針は撤回する

こと。また、国の財政支援を抜本的に拡充すること。

2. 高額な保険料負担を是正するために、均等割・平等割を廃止し、とくに子どもの均等割をただちに廃止するとともに、対象年齢を引き上げること。
3. 横浜市における重度障害者等医療費助成に伴う国民健康保険に係る国庫負担金の減額は2020年度で15億円にも及んでいる、地方自治体財政を圧迫させる減額措置は廃止すること。

【後期高齢者医療制度】

1. 2022年10月に強行した医療費窓口負担（一部負担）の原則2割化をやめること。
2. 廃止・縮小された保険料特例軽減措置を復活すること。
3. 後期高齢者の負担率の上昇を抑えるため、国庫負担の増額をはかること。

【医療費助成制度】

1. 子どもの医療費助成制度を全国一律の負担軽減制度として構築すること。
2. 出産育児一時金については、横浜市の平均値（2018年3月～2021年9月）は57万円強であり、現行一時金42万円を大きく上回っている。現在、出産育児一時金の引き上げが検討されてるが、実態に合わせて、国の責任で一時金を大幅に増額すること。

【介護】

1. 介護の質の向上、安定的な事業所経営、感染症への適切な対応が可能となるよう、介護報酬の大幅な引き上げ、見直しを実施すること。
2. 要支援1・2の介護保険外しにとどまらず、要介護1・2の家事援助の地域支援事業への移行、利用料原則2割負担化やケアプランの有料化など、介護保険の制度改正の多くが介護給付費抑制策に端を発している。介護給付費を後期高齢者の伸び率以下に抑えるという介護給付費抑制策はやめ、介護サービスや人員配置基準等の拡充、介護保険料の引き下げをはかること。
3. 介護利用料について、低所得者への軽減措置を制度として確立すること。

【年金】

1. 全額国庫負担の最低保障年金制度を創設すること。また、国民皆年金制度にふさわしく、無年金者に対する救済措置を講じること。
2. マクロ経済スライドは廃止し、年金給付の削減は中止すること。
3. 年金生活者の生活を安定させるため、隔月支給ではなく毎月支給に改善すること。
4. 年金給付から各種保険料や住民税が天引きされているが、実務的利便性の問題ではなく受給権や生存権の侵害である。年金からの天引きを中止すること。

【生活保護・生活困窮者支援】

1. 生活保護の申請は国民の権利であることを広く周知し、必要なすべての人が利用で

きるようにすること。

2. 生活保護費について、これ以上の引き下げはストップすること。
3. 熱中症対策としてエアコン設置助成の対象を全ての生活保護利用者に広げること。
4. 夏季加算を創設し、エアコンの利用が増える夏場の暮らしを支えること。引き下げた老後加算を復活させ、引き下げた生活扶助・住宅扶助基準を元に戻し、削減された冬季加算を元に戻すこと。
5. 厚生労働省通知の範囲を超えた過剰な資産調査は人権侵害であり、やめること。また、親族による扶養を前提としない。住宅扶助の引き下げに基づく転居などを強制せず、丁寧・柔軟に対応すること。
6. ケースワーカーの過重負担軽減のため、標準担当世帯数を見直すこと。
7. 大学生、短大生、専門学生らへの生活保護の適用は、生活保護法を変えることなく、厚生労働省の通知を変更すれば実現することから、早急な改善を求める。
8. 改正生活困窮者自立支援法の理念を受け、地域格差が生じないよう子どもへの学習支援を強化し、家計改善支援にも取り組むこと。生活困窮者自立支援法による「子どもの学習・生活支援事業」は、学習支援と生活支援に分け、補助を増やすこと。
9. 就労準備支援事業に取り組むこと。また、就労訓練の1つである「中間的就労」は最低賃金以下で働かせて良いとなっており、生活困窮者を劣悪な労働環境においてもかまわないとするものである。直ちに見直すこと。

【障がい者福祉】

1. 雇用の実態調査を行い、雇用率の低い大企業については、達成のための指導を行うこと。中小企業などが障がい者を積極的に雇用できるよう、支援策を拡充すること。また、障がい者雇用を促進するため、企業への情報提供や研修会の開催、ジョブコーチ制度の促進など、障がい者雇用の支援策を拡充すること。
2. 施設等から地域での一人暮らしに移行した障がい者への「自立生活援助」事業での報酬額を引き上げ、利用期間原則1年（最大2年）という期間を設けず、状況に合わせた対応をすること。

【児童相談所】

1. 児童相談所の整備に対する個別の補助事業を創設し、及び2023年度末までの一時保護所整備費用補助率上乘せ措置を延長すること。

【高齢者福祉】

1. 加齢性難聴者への介護予防の一環として、中等度（41 dB以上）から補聴器の補助制度を創設すること。

【ヤングケアラー】

1. ヤングケアラーの対策が急務となっている。神奈川県はヤングケアラーを対象とし

たLINEの相談窓口を立ち上げているが、登録者数は約180人にとどまり、必要な人に届いていない状況である。都道府県をはじめ各自治体に対し、ヤングケアラーに広く相談窓口を周知するようによびかけること。国として、その先頭に立つこと。

【保育分野】

1. ゆとりある保育環境で子どもの発達を保障するとともに、感染症対策の観点からも保育所における子ども一人当たりの必要面積について国の基準を拡充し、最低基準としてすべての自治体が順守するようにすること。
2. 一人一人の子どもに行き届いた保育を保障し保育の質を向上させるために、保育士の配置基準を0歳児2対1、1歳児3対1、2歳児4対1、3歳児10対1、4・5歳児15対1に拡充すること。
3. 保育労働者の賃金引上げのために、公定価格を5%引き上げること。
4. 栄養士・調理員・事務員については、加配ではなく公定価格の基本分に組入れて、常勤雇用が可能な単価とすること。
5. 保育料の無償化を0歳児～2歳児にも拡充し、保護者負担を軽減すること。
6. 2号認定の子どもの給食費について公定価格に加算し、保護者負担を軽減すること。
7. 保育従事者が行うインフルエンザ予防接種への助成として、3月加算の項目を新設すること。
8. 保育所における安全と保育の質を確保するため、全ての自治体が実地検査を毎年実施できる職員体制確保のため、地方自治体に対し財政措置も含めた支援策を講じること
9. 待機児童・保留児童の受け皿となっている認可外施設に対して、子どもの発達と安全を保障するために人件費への支援を行うこと。
10. 認可保育所における園庭の面積基準や保育給付費の用途についての国の基準を改め、園庭に代わる公園使用や保育給付費の目的外使用の規制をより強化すること。
11. 2022年4月1日現在、横浜市の保留児童数2937人のうち一歳児は1654人と半分以上を占め、うち、育児休業延長希望を除いた数は889人。保育の場として、一歳児枠確保に資する所要の対策を講じること。

【学童保育】

1. 学童の補助単価を学童の実情に見合うよう、大幅に増額すること。
2. 「放課後子ども教室」など全ての児童を対象とした事業と、学童保育は目的も役割も違うので、一体化するのではなく、それぞれ独自の事業として実施すること。
3. 学童保育指導員は任用資格ではなく、国家資格の制度を作ること。
4. 放課後児童支援員の体制について、有資格者の原則2名配置のための財政措置を講ずること。
5. 放課後児童健全育成事業での低所得世帯、ひとり親家庭、多子世帯等を対象とした利用料減免制度を創設すること。

【水道事業】

1. 旧軍港水道施設である半原水源系統は 2015 年に廃止され、取水口や水管橋などの撤去が河川法に基づき進められている。撤去計画では約 54 億円が見込まれており、これらの解体・撤去費用は総括原価方式により水道料金に算定されることになる。旧軍の施設を設置した政府の責任において用途廃止後の工作物を撤去することが河川法第 31 条の原則であることから、国庫補助制度を創設して自治体負担を軽減すること。
2. 水道事業についても老朽管の更新・耐震化等への財政支援措置を拡充すること。

以上

厚生労働大臣 加藤勝信 殿
総務大臣 寺田稔 殿
文部科学大臣 永岡桂子 殿

2023年度政府予算に関する要望書（雇用・労働分野）

2022年11月10日
日本共産党神奈川県委員会
委員長 田母神 悟

20年来の労働法制改悪、破壊的な構造改革、新自由主義の蔓延などにより、日本の働く現場は大きく壊されてきました。不安定雇用と人権無視の働き方が蔓延しています。コロナ禍により、これらの矛盾は一層明らかとなり、仕事の減少が直ちに生活破綻を招く脆弱な構造を見せつけました。社会の持続性が危うくなっています。働き方を正し、人間的な暮らしを保障することは、喫緊の課題です。以下の切実な課題の実現を要望します。

記

1 コロナ禍で顕著になった問題への対応

（1）雇用調整助成金・休業支援金について

- ①雇用調整助成金の特例措置を状況に応じて適用すること
- ②休業支援金・給付金制度を状況に応じて適用すること

（2）休業手当について

- ①労基法26条の休業手当は、支給基準を引き上げること
- ②休業手当の支給を的確に行うよう周知・徹底を図ること

（3）エッセンシャルワーカーの賃金引き上げを

- ①医療・介護・学童指導員等エッセンシャルワーカーの賃金の大幅引き上げを図ること

（4）テレワーク・在宅勤務について

- ①テレワーク実施場所が事業場であることを明確にし、労災の適用を図ること
- ②適正な労務管理・労働時間管理が行われるようガイドラインの実効性をはかること
- ③費用負担を明確化させ、適切な手当を保障させること
- ④テレワークの実態を、調査把握すること
- ⑤安易に「事業場外労働のみなし労働時間制」を適用させないこと

2 人間らしい働き方を目指して

（1）長時間労働の是正

- ①残業時間の特別条項を廃止し、週15時間・月45時間・年360時間の上限規制を設け、企業に厳守させること
- ②実労働時間の管理と記録を徹底させること

- ③ 三六協定の締結状況を把握し、違法な長時間労働を一掃すること
- ④ 連続 11 時間以上のインターバル規制を義務化すること

(2) 最低賃金の引き上げ

- ① 全国一律最賃制を確立すること
- ② 神奈川の最賃裁判で厚労省も裁判所も認めたように、最賃でフルタイム働いても生活保護が受給できる「逆転現象」をただちに解消するよう最賃を引き上げるとともに、生計費調査に基づき時給 1500 円以上とすること
- ③ 神奈川県内の 10 を超える自治体で、高卒初任給や会計年度任用職員の賃金が最低賃金以下になっている。規範を示すべき公務の職場において“最賃以下”という事態は許されないことであり、国として指導をおこない是正させること

(3) 「無限定な働かせ方」への規制を

- ① 労働政策審議会では「多様な正社員」の普及のためとして、勤務地や職務の「変更範囲」を明示するなど、労働基準法の改正を検討しているが、i) 広域配置転換などの「無限定な働かせ方」や、ii) 労働日・労働時間が未確定なまま就労する「シフト制労働契約」、iii) 労働条件の不利益変更を異動前に示し労働者を従わせる「変更解約告知」などを行わず、労働者保護に資する労働条件明示義務の確立をおこなうこと

(4) 雇用保険失業給付の拡充

- ① 失業給付額を最低賃金額以上に引き上げること
最低賃金は憲法 25 条で定められた健康で文化的な最低限の生活を保障しているはずの額である。失業中であっても最賃を下回る額での生活を強要することは憲法違反である
- ② 待機期間と給付制限期間を廃止し、受給期間及び日数を延長すること

3 働く場到人権の確立を

(1) パワハラ・セクハラを許さない

- ① ILO 190 号条約を批准し、実効性あるハラスメント禁止法を整備すること
- ② 救済申し立ての専門機関を設けること

(2) 賃金・処遇における男女間格差の是正

- ① 同一価値労働同一賃金の原則を法律に明記すること
- ② 企業に対し、男女別賃金実態を公表させ、格差の原因を明らかにさせるとともに、格差是正の計画を策定させること

(3) 外国人労働者の適正な働き方を

- ① 労働法制及び労働保険・社会保険の適用を図ること
- ② 多言語対応を可能とする外国人労働者の相談窓口を設け、その周知を図ること
- ③ 家事支援外国人受入など特区における外国人雇用については、実態と法令違反などを公表すること
- ④ 問題が多発している技能実習制度は廃止すること

4 正規雇用が当たり前の社会に

(1) 無期・直接雇用原則の確立を

神奈川でも大学の非常勤講師や理化学研究所の有期雇用の研究者等が雇止めになり、また大企業の日通などでも無期転換逃れの解雇事件などが生じている

- ①無期雇用及び直接雇用を原則とし、有期雇用・派遣労働は、一時的・臨時的な業務に限定するため、労働者派遣法の規制強化など「入り口規制」を強め、周知徹底すること
- ②労働契約法18条を遵守し無期転換を的確におこない、無期転換回避のための雇止めを許さないこと
- ③大学や研究開発法人などの任期付き教職員や研究者の「無期転換申込権」発生前の大量雇い止めをさせず、当事者の要求をふまえ雇用の安定をはかること

(2) シフト制について

- ①シフト制の雇用契約においては、最低保障労働時間の明示を使用者に義務づけること
- ②使用者の都合でシフトが入らない場合は、休業手当支払い義務を使用者に課すこと

(3) フリーランスについて

- ①実態として労働者性を有する者については、労災保険を必須とし、該当するケースについて雇用保険・社会保険の適用を図ること
- ②実態に即した労働者性の判断基準について、周知を図ること

5 解雇・リストラの規制を

- ①リストラ・退職強要をやめさせること
- ②大量雇用変動届出や再就職援助計画の作成等を遵守させること
- ③JFE 京浜事業所での高炉廃止に伴う事例に見られるような大規模リストラについては、雇用対策本部等の設置を原則とし、再就職援助計画の内容、遂行状況など把握、公表し、雇用と地域経済を守ること
- ④「追い出し部屋」などの人権侵害及び退職強要を直ちにやめさせること
- ⑤「ジョブ型雇用」の名による、雇用や賃金など労働条件の切り下げが行われないよう指導し雇用の安定を図ること

——神奈川ではこれまで電機や自動車大企業で次々と大リストラが行われてきたが、再就職援助計画が適正に出されているかどうか厚労省や労働基準局も明らかにしてこなかった。大手機械メーカーがリストラで労働者の再就職援助を1人60万円でパソナに丸投げしたが、多くが再就職できず、県労委などの力も借りて企業にパソナとの契約を解除させ、関連会社に再就職させた事例もある。

6 その他

- ①高齢法に基づいて65歳以上の労働者にもまともに暮らせる賃金・雇用を確保させるよう指導啓発を強めること
——日立製作所では、以前60歳到達者に最賃ぎりぎり週2~3日の仕事しか与えず労働者を退職させようとしたが、労働者のたたかいで週5日勤務にさせてきた。ところが現在、65歳到達者は会社の勝手な選別で希望する労働者に雇用の場を保障せず「努力義務に過ぎないから問題ない」などと主張している。日本のトップ企業が努力義務は守らなくていいというのであれば、法律の実効性はなくなってしまう
- ②高齢者の労災増大に対し、適切な対応を図ること
- ③シルバー人材において労働者性を有する従事者には、職業紹介もしくは労働者派遣などを対応させること
- ④国が関与しいまだに全面解決していないJAL不当解雇争議について、完全に解決するために関係機関に働きかけること。2010年12月に165人が解雇された際、「再就職援助計画」が出されていなかったのか、文書で回答すること。

国土交通大臣 齊藤鉄夫 殿
財務大臣 鈴木俊一 殿

2023 年度政府予算に関する要望書

2022 年 11 月 10 日
日本共産党神奈川県委員会
委員長 田母神 悟

2023 年度政府予算に対し、以下のとおり要望いたします。

【河川治水対策】

1. 平瀬川と多摩川合流部域の堤防のかさ上げについて、現在、川崎市は詳細設計を外部に委託している。かさ上げの高さは、最大 3.8m になる計画から、住民から景観と防犯に配慮した対策への強い要望がある。市はそれらも検討して外部に委託しているということだが、住民合意が図られるようその方向での詳細設計になるよう国としても県、市と連携して取り組むよう要望する。[県]
2. 相模川左岸(茅ヶ崎側)の堤防の一刻も早い整備を強く求める。[茅ヶ崎]
3. 下水管等の修繕は交付金の対象になっているが、河川の修繕や日常管理には予算がない。ぜひ河川の修繕や土砂除去も交付金の対象とするよう要望する。[鎌倉]

【土砂災害・急傾斜地対策】

1. 神奈川県内で 2002 年に指定された危険ながけ地約 2,500 ヶ所のうち、急傾斜地崩壊区域未指定箇所など安全性が確保できていない箇所が 1,000 件以上あり、県民のいのちを守るためには早急な対応と大幅な予算増額が求められる。特に、県単独事業を促進するために国の補助を求める。
2. 熱海市での土石流災害を受け、盛土規制法が成立したが、実効あるものにするため、一定規模以上の盛土等は、区域を限定することなく、すべて届出の対象とし、大規模なものは都道府県知事等の許可制とすること、許可基準に環境影響評価等が適正に行われていること、知事が許可をおこなうにあたっては審議会、関係市町村、住民の意見を聴取することとされたい。
3. 建設残土処理については、建設残土処理適正化法を制定し、建設工事の発注者などが最終処分まで適正に処理する責任を果たすようにされたい。

【地震防災】

1. 住宅耐震改修について、居室・寝室のシェルター工事なども補助対象の工事に加え

ることを求める。[二宮]

2. 町の状況をより反映した震度計設置場所を選定し、移転することを支援することを求める。[二宮]

【津波対策】

1. 津波早期警戒システムを導入することを求める。[二宮]
2. 国道1号線の津波警戒表示について、区域割りが細かすぎ、発災時の指示に不明瞭な点もあるため、位置等の見直しをすること。[二宮]
3. 津波避難タワーの設置を強く求める。[茅ヶ崎]

【海岸浸食対策】

1. 海岸浸食対策の実施と効果の検証を行い、国の養浜計画を着実にすすめられたい。(養浜および海岸保護、地引網場所の確保、二宮町下浜地区では振動対策)。[二宮]

【緑地保全】

1. 横須賀市には国・神奈川県・民間が所有する近郊緑地保全地区がある。国費が充当されているとはいえ、首都圏近郊緑地保全法による民間所有者からの本市の買入れ額は、毎年およそ5000万円にもなり負担が大きい。
地球温暖化対策として、CO2を吸収する樹木の存在は重要であり、適切な管理により土砂崩れを防ぎ良好な自然環境を守ることが求められている。国土強靱化を進めるならば、国民共有の財産である緑地保全のため現行制度の改善とともに、自治体負担の軽減策を求める。[横須賀]
2. 緑地・樹木の適正管理について。
古都法指定区域など法指定されている緑地管理は景観保全や防災的な視点から重要である。鎌倉市は土砂災害を未然に防止し、景観保全を図るため、市独自で「樹林管理事業」などを実施している。
しかし、面積が広大であり、市単独では対応に限界があることから、国においても同様な事業の検討を願いたい。特に、民家に接する区域の重点的な早期整備をはかるうえでも補助制度の新設を強く要望する。[鎌倉]

【羽田新飛行ルート問題】

1. B滑走路離陸時の新ルートは住宅街の上空や石油コンビナート地帯上空を低空飛行し、落下物、墜落があった場合、大惨事につながる大変危険なルートである。また、騒音は毎月平均80dBを超えており、地域住民や石油コンビナート労働者から、「うるさい」「圧迫感がある」など中止を求める声広がっている。こうした危険な新

飛行ルートは中止を求める。 [県、川崎]

①当初国交省は新飛行ルートが必要な理由について「首都圏の国際競争力の強化」「地域活性化と訪日観光客の受入れ」「東京オリンピックの円滑な開催」の3点を挙げ「羽田空港の年間44万7千回の処理能力を3万9千回分増やす」と述べてきた。しかし2020年度の実績は22万6千回、2021年の実績は30万5千回であり、増便の理由はもはや成り立たない。少なくとも、当面の新ルートの運用は凍結し、従来のルートに戻すことを求める。 [川崎]

②騒音・振動影響の軽減対策として、B777をはじめとする大型機はB滑走路から飛行しないように求める。

大型機の騒音平均値は80 dBを超えている。可能な限りというあいまいな表現にせず、B777をはじめとする大型機はB滑走路から飛行しないように求める。

③市民への丁寧な説明をするために教室型説明会を開催すること。

この間オープン型説明会は行われてきたが、教室型説明会は、2016年7月15日「情報提供の場」（於：殿町小）以来行われていない。それ以来、住民からは、直接国から説明を聞き、意見交換や質問項目を共有できる場としての教室型説明会を開催して欲しいとの声が寄せられてきた。市民のみなさんからの要望を受け止め教室型説明会の開催を求める。

【駅のバリアフリー化、ホームドア設置】

1. 駅のバリアフリー化、ホームドア未設置駅の解消のために、現計画を前倒し執行をはかるとともに、障がい者、高齢者が安心して外出できるように、ホームドアの早期設置を各鉄道会社に働きかけられたい。 [県、横浜]

ホームドアが設置されるまでの間、ホームの点字ブロックは、内方線ブロックとするようにされたい。 [県]

2. 障がい者が駅構内を安全に移動し、電車への乗降を安全に確実にし、乗り換え等の必要な依頼ができるよう、十分な人員配置を各鉄道会社に求めること。駅要員をなくしたり、ワンマン運転など行わないようにされたい。 [県]

3. 2022年度中にJR南武線武蔵溝ノ口駅、登戸駅にホームドアが設置されることになっているが、早急に進めてもらいたい。

また、県内の未設置の駅について、乗降客の上限人数を引き下げて前倒しで設置されたい。 [県]

4. JR東日本に対し、茅ヶ崎駅ホームドア設置の促進を働き掛けることを求める。 [茅ヶ崎]

【駅踏切、開かずの踏切対策】

1. JR南武線大山街道の片町踏切の幅員が非常に狭く、大山街道を横断する歩行者、

通行車両や、自転車と交錯して非常に危険である。都市計画道路溝の口線の整備で道路を拡幅し、南武線をアンダーパスで立体交差し踏切事故の解消や交通混雑の緩和を図るとしているが、事業が遅々として進んでいない。立体交差化による水害も各地でおきている為、当面の対策として踏切の幅の拡幅などの対策を急遽とるよう、JR 東日本との協議を要望する。[県]

2. JR 南武線久地駅について、周辺人口は増加し続けている。朝のラッシュ時、1 時間あたりの久地駅踏切の遮断時間は 49 分で開かずの踏切であり、横断は久地小学校の児童生徒の通学路でもあり危険な状態である。市は、久地駅含む溝ノ口駅以北の片側改札の 5 駅を橋上駅舎化する「南武線アクセス向上方策」を 2010 年に策定してから 12 年も経過した。当初は 2018 年度に基本設計を行う計画だったが大幅に遅れている。市当局はまだ相当の年月がかかるとの見通しだが、市民の安全を確保するために、早期実現の課題解決に向けて川崎市と JR 東日本と協議し、指導されたい。
また、その間の利用者、住民の利便性と安全性を確保するため、一刻も早く賢い踏切にするよう JR 東日本に指導されたい。[県]

【地域交通支援】

1. 都市部での交通不便エリアにおいて住民主体で運行する地域公共交通事業への補助制度を創設することを求める。[横浜]
2. 地域公共交通の改善（コミュニティバスのルート拡充・便数の増加）と継続を支援することを求める。[二宮]

【道路・鉄道】

1. 川崎臨海部の大規模事業である臨港道路東扇島水江町線は、当初事業費が 540 億円 →1475 億円へと 3 倍に増額（市の負担は約 500 億円）。市長はこれを独断で了承し進められています。この橋を作る根拠としていたコンテナ取扱量や緊急避難路の確保などの理由はことごとく崩れている。不要不急の大規模事業である臨港道路は、中止、凍結をすること。[川崎]
2. 大型車両が迂回ルートとして使用する小田原厚木道路二宮 IC から国道 1 号線間の町道の維持管理について、全体の規制や舗装規格の見直しなど支援すること。[二宮]
3. 県道・国道の西湘バイパス二宮出口の交差点の混雑緩和を進めることを求める。[二宮]
4. 西湘バイパス下り線に二宮出口を設置することを求める。[二宮]
5. 国道 1 号線が非常に混雑している現状があり、西湘バイパスを全面無料化することを求める。[二宮]

6. JR東海道線快速の大磯駅・二宮駅への停車を実現すること。とくに帰宅時の通勤快速の停車を要望する。一部時間帯で大磯駅・二宮駅着が途切れないようにすること。〔二宮〕

【リニア中央新幹線】

1. リニア中央新幹線の建設は、そもそも必要性がなく、自然環境や生活環境を破壊し、事業採算性が見通しが甘く、国民にサービス低下や税金投入などの負担を強いるものである。大量の電力を使うことから、省エネの動きに逆行する輸送手段であって、環境対策という観点からも、また外環道陥没空洞事故の教訓からも、さらに残土処理計画の見直しの必要性からも、事業中止を決断することを求める。

【市街地開発・再開発・開発許可制度】

1. 特定の開発事業者が主に進める市街地再開発事業や土地区画整理事業への国・自治体補助金のあり方は、補助率の大幅引き下げなど、抜本的に見直すこと。〔横浜〕

【下水道整備】

1. 下水道事業にかかわる老朽管の更新・耐震化等への財政支援措置を拡充すること。〔横浜〕
2. 広域下水道で相模川流域と酒匂流域で負担金単価が違うため、一本化し、利用者の負担軽減を図ることを求める。〔二宮〕

【国際園芸博覧会】

1. 横浜市瀬谷区・旭区の上瀬谷通信基地施設跡地における国際園芸博覧会の開催に当たっては、有料入場者数見込み 1000 万人については、国として可能かどうか精査すること。花博は国家プロジェクトであることから、建設費・運営費は国が責任を負うこと。〔横浜〕
2. 上瀬谷通信施設跡地における 110 haの国有地は、土地区画整理事業費にあてる保留地及び公園等の公共使用に限定すること。〔横浜〕
3. 上瀬谷通信施設跡地に整備される公園は国有地が供されるが、3分の1は有償貸与ではなく、全部無償とすること。〔横浜〕

【港湾事業】

1. 新本牧ふ頭整備のうち国の直轄事業として推進している第2期地区はコンテナターミナルに供するものだが、この事業の必要性、妥当性など再検証すること。〔横浜〕

【観光】

1. 箱根町の公共交通機関は、二度に渡る大涌谷の火山の活発化や台風19号による被

災、新型コロナウイルス感染症、そして現在の物価高騰の影響を大きく受けて、10月から箱根登山鉄道は平均 10.9%、箱根登山バス、伊豆箱根バス等は平均 15%前後の値上げを実施した。これによって関所のある箱根町から小田原駅までの 24.4 キロメートルの運賃が片道 1,200 円から 1,340 円となり、地域住民は衝撃を受けている。とくにバス事業については、箱根町民からは観光割増料金を取らないよう、その分を国で補填することを求める。[箱根]

【アスベスト対策】

1. アスベスト建材に対する社会状況の変化が著しい。建設業者をはじめ、現場では暴露しないための対応が求められるが、苦慮している声もある。2022 年 4 月 1 日以降、大気汚染防止法に基づく石綿調査の事前調査届出が始まったが、調査分析費用の負担が大きい。国の住宅政策のもとで石綿使用を容認した背景を鑑みて、飛散防止、被害対策のための新たな助成金制度を創設すること。[横須賀]